

<p>事例項目</p>	<p>国民健康保険料納付書の二重送付について <プログラムの使用ミスによる国民健康保険料納付書の二重送付></p>
<p>事例発生時期</p>	<p>平成21(2009)年7月</p>
<p>担当課</p>	<p>市民生活部 保険年金課</p>
<p>事例概要</p>	<p>発生までの経過 ①平成21(2009)年6月、保険年金課は、国民健康保険料の普通徴収者に、当年度分(6月から翌年5月分)の納付書を送付した。また、10月より普通徴収から特別徴収に徴収方法を変更する予定の被保険者には、6月分から9月分までの納付書を送付した。 ②7月10日、上記①の徴収方法を変更する予定の被保険者について、国民健康保険料額を決定後、10月分から翌年5月分までの納付書を送付した。 ③7月14日、被保険者から保険年金課に、7月10日に送付した納付書についての問い合わせがあった。 ④調査したところ、本来送付の必要がない7月分から9月分までの納付書も送付していたことが判明した。 ※普通徴収…保険料を個人で納めていただく方法 特別徴収…保険料を年金から天引きし納めていただく方法</p>
	<p>当時の対応 ①7月15日付けで誤りが発生した世帯に対し、謝罪文を送付した。【資料(2)－23－1】 ②7月16日、各報道機関に、報道資料の提供を行い、周知に努めた。【資料(2)－23－2】</p>
<p>発生原因</p>	<p>・プログラムチェック(試験)したプログラムとは違うプログラムを納付書作成処理時に適用した。</p>
<p>再発防止対策</p>	<p>①本事例が発生する前には、必要時のみに適用していた「テスト項目確認票」を、本事例の発生後においては、必須適用とすることとした。 ②チェック体制の強化を徹底する。</p>
<p>添付資料</p>	<p>【資料(2)－23－1】…平成21年度門真市国民健康保険料変更・決定通知書及び特別徴収開始決定通知書に係る納付書の二重送付について(お詫び) 【資料(2)－23－2】…報道提供資料及び新聞記事</p>